

北大路中学校生徒会会則

第一章 総則

第1条 本会は津市立北大路中学校生徒会という。

第2条 本会は津市立北大路中学校全生徒を会員とする。

第3条 本会の目的は会員の文化的教養の向上と健康の増進を計るために自治組織を確立して、その機能の推進を計る。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

生徒会活動の進展及び運営

学校諸行事への協力と参加

生徒会各種委員会活動

生徒会各種集会の開催

学校内外の生活規律に関すること

部活動への協力と参加

その他目的達成のために必要な事業

第二章 権利及び義務

第5条 本会の会員は本会に対して、次の権利及び義務をもつ。

第3条の目的を達成するために自由に活動する権利

第17条に定める会員中の会長・副会長の選挙及び被選挙の権利

第17条に定める役員に対して正当な理由に基づき、不信任案を提出する権利

生徒総会、学級会に出席し、討議及び議決に参加する権利と義務

本会員及び本会則に基づく一切の規則、議決に従う義務

本会運営に関する所定の会費を納入する義務

部において活動する権利

第三章 会議

第6条 すべての会議は日時・場所を予告し、議題を整え、特別の場合を除いて公開する。

第7条 会議での傍聴音の発言は許可しない。

第8条 会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決できるものとする。

第四章 組織と構成

第9条 本会に次の機関をおく。

(1) 生徒総会 (2) 代議員会 (3) 執行委員会 (4) 各種委員会

(5) 部長会 (6) 選挙管理委員会

第10条 (生徒総会)

生徒総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。

生徒総会は年1回開く定例会と代議員会・執行委員会の全員の賛同をうけたうえ、会長の召集による臨時会とがある。

生徒総会においては次の事項に関して審議し承認する。

(1) 本会の活動方針に関すること

(2) 本会の会計に関すること

(3) 役員の変更に関すること

(4) 本会の規約改正に関すること

(5) その他本会の全体に関する重要なこと

第 11 条（代議員会）

代議員会は各学級の代表たる代議員で構成し、総会に次ぐ議決機関で次の事項について審議し議決することができる。

- (1) 執行委員会からの提出事項
- (2) 学年及び学級からの提出事項
- (3) 生徒総会により付託された事項
- (4) その他必要な事項

代議員会は毎月 1 回開き、必要のあるときは会長の召集により臨時に開くことができる。

第 12 条（執行委員会）

執行委員会は本会の執行機関であり、本会の諸活動における企画・立案・執行の仕事をすると共に各種委員会などの活動の活発化を計る。

執行委員会は第 17 条の役員と執行委員とで構成し、毎月 1 回以上開く。

第 13 条（各種委員会）

各種委員会はそれぞれの委員会ごとに各学級で選ばれた各種委員によって構成され、会長の委嘱した委員長をおく。

各種委員会には次の委員会をおく。

- (1) 生活委員会
- (2) 図書委員会
- (3) 環境美化委員会
- (4) 保健委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 文化委員会
- (7) 体育委員会
- (8) ボランティア委員会

第 14 条（キャプテン会議）

部長会は生徒会と各部活動の連絡・調整を行い、部活動の活発化を計る。

部長会は文化部と体育部の各部長によって構成する。

第 15 条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会（以下、選管と略す）は、会長・副会長の改選時におくものとし、各学級の代表 1 名により構成し、選挙運動及び選挙に関する諸手続きの管理・審査を任務とする。

選管委員長は、その委員の互選によって決め、会の召集は委員長が行うものとする。

選挙規定については別に設ける。

第五章 役員及び委員

第 16 条 本会は次の本部役員をおく。

会長（1 名）副会長（2 名）書記（2 名） 会計（1 名）庶務（若干名）

第 17 条 本会は次の委員をおく。

- (1) 代議員
- (2) 執行委員（各種委員会の長、文化部長、体育部長）
- (3) 各種委員
- (4) 選挙管理委員

（任務）

第 18 条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

会長は本会を代表し、本会の統率及び執行にあたる。

副会長は会長を補佐し会長不在の時には職務を代行する。

書記は会議の記録、資料の整理・保管と会長の事務の補佐にあたる。

会計は予算決算書の作成及び会計事務と会計報告をする。

庶務は会長・副会長とともに本会活動の企画・運営にあたる。

第 19 条 本会の委員の任務は次のとおりとする。

代議員は所属する学級の意見を代表し、本会の活動を推進し、第 11 条に定めた事項について審議する。

執行委員は第 12 条に定めた目的を達成するためにあり、執行委員会の一員として全ての計画・立案に参加する。

(1) 各種委員会の長は生徒会活動を活発にするため各種委員会活動を推進する。

各種委員は第 13 条で定めた各委員会に所属し、各委員会の目的を達成するために、それぞれの委員会活動を推進する。

選挙管理委員は選挙に関する一切の手続き・運営を行い、公正な選挙が行えるように努める。

(選出)

第 20 条 本会の役員の選出は次のとおりとする。

会長・副会長は会員中より選挙し投票によって決める。ただし副会長は 2 年生より 1 名、1 年生より 1 名選出する。

書記・会計・庶務は会員中より会長が委嘱し決める。

第 21 条 本会の委員の選出は次のとおりとする。

代議員は各学級より 1 名選出する。

執行委員のうち各種委員会の長は会長の委嘱により選出し、文化部長・体育部長は文化部及び体育部の部長会で互選により決める。

(任期)

第 22 条 本会の役員の任期は次のとおりとする。

会長・副会長・会計・書記・庶務は 1 年間とする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員はその任期満了時でも後任者が就任するまではその職務を遂行する。

改選時期は 1 1 月とする。

第 23 条 本会の委員の任期は次のとおりとする。

執行委員は 1 年間とする。

各種委員は半期間を原則とする。

選挙管理委員は選挙告示 1 週間前より会長・副会長の選挙の完了時までとする。

第六章 会計

第 24 条 本会の経費は会員の会費及びその他の収入をもってこれにあて一人月額 170 円とする。ただし必要に応じ生徒総会の承認を得て増額することができる。また、既納会費は返還しない。

第 25 条 特別の事情のある者は、顧問会の議決によって会費の免除をすることができる。

第 26 条 会計の予算・決算は生徒総会の承認を必要とする。

第 27 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。

第七章 顧問

第 28 条 本会は天津市立北大路中学校教職員を顧問とし、各部各機関の指導及び助言をうける。

第 29 条 各会議の決議事項はすべて顧問会の了解を得なければならない。

第八章 補則

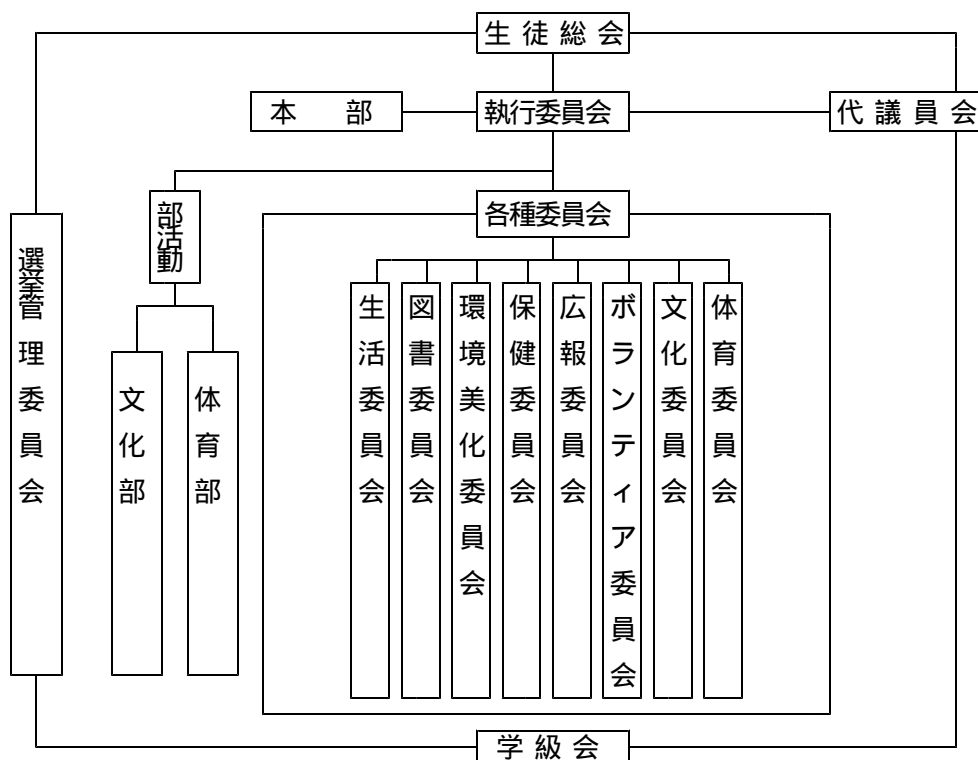
第 30 条 この会則は代議員会で審議、議決の上生徒総会の承認をもって改正することができる。

第 31 条 この会則は昭和 57 年 4 月 1 日より実施する。

第 32 条 昭和 6 1 年 5 月 1 6 日改正

平成 9 年 4 月 1 日改正

平成 1 7 年 4 月 1 日改正



図書館使用規定

1. 総則

1. 北大路中学校在籍生徒、職員は本規定により、図書の閲覧、貸出しができる。
2. 貸し出した図書を期限までに返却せず図書館より督促をうけてもさらに返却を怠る者は一時貸し出しを停止する。ただし正当な理由がある時、または司書教諭が止むを得ないと認める理由がある時はこの限りでない。
3. 図書は学校の公共物であるから、故意に汚損破損したり紛失したりした場合は、すみやかに届け出、本人または保護者が代金相当額を弁償する責任を負うものとする。
4. 図書館では、司書教諭、図書委員の指示に必ず従わねばならない。

2. 閲覧

1. 図書館を利用する時間は、昼休みとする。休暇中の開館はその都度定める。
2. 読書する時は、マナーを守り、他の人に、迷惑をかけないようにする。
3. 疑問があれば、司書教諭、図書委員に相談し自分勝手なことはつつしむ。

3. 貸し出し

1. 生徒の館外貸出しは開館中に行う。
2. 生徒の貸し出し期間は1人1冊で7日間とする。
3. 貸し出しをうける場合は、必ず図書委員に学年・組・氏名を名乗り、図書帯出票を出してもらってから、ブックカードと一緒にして図書委員にあずけること。
4. 学期末、学年末にはすべての貸し出し図書は返却しなければならない。
5. 期限内に返却がないときには、本人に督促状を発行し催促する。
6. 特別貸し出し、禁帯出の本は借りられないが、担任職員の許可があれば1日だけ借りることができる。

4. 付則

本規定は昭和58年4月1日より施行する。

生徒心得

中学校生徒である自覚とほこりを持って自分の行動に注意しよう。

学校生活

おたがいに気持ちよく、節度ある一日を過ごすために次のことを守ろう。

(1) 登下校における留意点

ア、登下校は、届け出た通学路を通る。

イ、8時25分までに登校。

ウ、登校後は、先生の許可なしに外出しない。

エ、部活動や用事のない生徒は、帰りの学活終了後30分以内を目途に速やかに下校する。特別な事情等で放課後に残る場合には、16時30分を超えて残らない。教室の戸締り、施錠をし、部活動者は持ち物を持って部室等に行く。施錠後教室等には無断で入室してはならない。

オ、部活動に関する登下校時刻は特別にこれを定める。

カ、下校時には、当番は、戸締りおよび施錠を確認する。

キ、登下校の際、踏切、横断歩道、右側通行に留意する。また自転車通学者は交通ルールを守る。

ク、登下校において、寄り道や買食いをしたり、飲食店、遊技場、百貨店、スーパー、その他の店に入らない。

ケ、遅刻、早退、欠席については、保護者から担任の先生に連絡する。

(2) 教室、廊下等では次のことを守ろう。

ア、自習時間は学級委員、学習係等の指示に従い、静かに学習する。

イ、チャイムと共にすみやかに行動する。業間10分間の休憩は次の授業の準備をする。

ウ、学習に不必要な物(金、漫画、携帯電話など)は学校に持ち込まない。学用品、衣類等、その他持ち物には学校名、学年、組、氏名を記入しておく。

エ、教室、廊下等では物を投げたり、木片、ボール等による遊びは禁止する。又、校舎内の公共物、他人のものを破損しない。ガラス、戸、ロッカー等、公共物を破損した場合は、直ちに担当の先生に届け出る。

オ、教室、廊下等の窓から物を投げたり捨てたりしない。

カ、教室、廊下等でみだりに走ったり、さわいだりしない。

キ、他の教室や部屋等には施錠の有無にかかわらず無断入室しない。教室、廊下等にある物品、掲示物等には手を触れない。

ク、校舎内の戸締り、防火に留意し、美化に努める。

ケ、昼食は特別の指示がない限り、必ず自分の教室で食事する。

コ、放送は教室等で静かに聞く。

サ、友人間での金銭の貸し借りや、物品等の貸し借り、交換、売買はしない。

シ、友人間、上級生、下級生は互いにいたわり合い、けんか、口論はさけ、暴力的行為は絶対にしてはならない。

ス、落とし物、忘れ物をした人、また見つけた人は、直ちに学級担任の先生に届け出る。

セ、先生、来客者には、節度ある態度で接するよう心がける。

ソ、生徒会、学級および部の役員は、全校または学級および部等のリーダーとしての自覚と責任をもって役割を果たすよう努める。

タ、「自由には責任が、平等には相互理解が、権利には義務がともなうこと」を自覚し、明るい学校生活を送るようにつとめる。

家庭生活

(1) 夜分のひとり外出はしないこと、友達間の外泊禁止。

- (2) 外出の際は、行く先や時間をはっきり告げる。
- (3) 予習・復習をしっかりとる。
- (4) 家族の一員としての自覚をもち、すすんで家事する。

校外生活

- (1) レクリエーション活動については、指導者や父母の指示に従う。
- (2) 交通規則を守って、交通の妨げにならないように努める
- (3) 地域の一員としての自覚をもち、よい環境をつくるように努める。

忌引できる日数

両親	7日
兄弟	3日
祖父母	3日
曾祖父母	1日
伯叔父母	1日

北大路中学校生徒服装等規定

北大路中学校では生徒会を中心に生徒自らきまりをつくり、守っていく取り組みを行っていますから、みなさんは、下記のきまりをよく守って下さい。

制服の規定

(1) 型

男子・夏(上衣)白カッターシャツ又は白開襟シャツまたは、白(襟、ボタン、そで口の色・柄は自由・ワンポイントは可)のポロシャツ

(下衣)黒長ズボン

・冬(上衣)黒詰襟学生服

(下衣)黒長ズボン

女子・夏(上衣)長袖又は半袖の白カッターシャツまたは、白(襟、ボタン、そで口の色・柄は自由・ワンポイントは可)のポロシャツ

(下衣)華紺スカート(追いかけ24本)

・冬(上衣)華紺ダブル背広型服(4つボタン胸1脇2のアウトポケット)

(下衣)夏に同じ

・合(上衣)夏上衣にベスト(チョッキ)(Vネック、脇あき、胸1脇2のアウトポケット)

(下衣)夏に同じ

・上着を着用するときは、必ずネクタイかリボンをする。(ネクタイやリボンを着用しなくてよい時期のみ、白開襟シャツでもよい)

(2) 着用期間の標準

・特に設けない。

制服の学校斡旋規定

(1) 男子服

日被連標準型学生服のマーク入りの物とする。(ただし、ズボンはタックの入っていないもの) 替ボタンは学校購買部に備えつける。

日被連、標準型学生服マーク



(2) 女子服

学校指定メーカーの学生服による。(華紺ダブル背広型)
替ボタン、ネクタイ、リボンは学校購買部に備えつける。



チャック
左脇あき(全部)



追いかけ襷 24本

注1 女子服の規定については、販売店に詳細に説明し、縫製されています。指定販売店で購入して下さい。

注2 次のような格好は絶対しないよう注意する。

上衣 変形(ウエストのぬいこみ。襟巾、袖口、丈等)

ズボン 変形(極端に太いもの、極端に細いもの、ベルトレスタックのあるもの等)

スカート 極端に長いもの、短いもの

防寒具

登下校時は防寒具を着用してもよい。

体育館使用時の靴について

- ・体育館シューズは、運動のしやすさや体育館の保全と美化のため、上下靴の区別をはっきり規定する目的で使用する。

型 アップシューズ型(ひもぐつ)、ダンス(フロア)シューズでないもの。

色 新1年 緑色

新2年 赤色

新3年 青色

- ・緑、赤、青の3色で、卒業まで同色で学年別ローテーションとする。

購買にて販売。

- ・体育館シューズを入れる布袋を用意する。

特別活動時の服装について

スポーツウエア上下着用 購買にて販売

部活動時のシューズについて

原則として定められた体育館シューズとするが、競技の特性に応じて専用シューズを使ってもよい。

部活動以外に使用してはならない。

校舎内用上靴と通学用下靴を区別する。

新1年緑色、新2年赤色、新3年青色の学校指定のもの。

購買にて販売

服装、その他の注意事項

服装頭髪

頭 髪 脱色、染色、パーマ、整髪料の使用は禁止。装飾的でないゴムは使用してもよい。

ベルト 黒・茶系統

セーター・トレーナー 校舎内では、学生服を上に着る。

下 着 上着着用時は規定なし。カッターシャツのみの時は、白色ワンポイント可
靴 下 学校生活に適したもの

・ストッキングは無地であり、ベージュ系統で身につけた時に肌の色に近いもの。

下 靴 ひもつきの運動靴

名 札 正規のもの（上着に縫いつける）。細工をしたり、不自然なつけ方をしない。

校章、ボタンは規定通り付ける。

身分証明書はいつも携帯する。

手袋、その他防寒具類は校舎内では着用しない。

持ち物・その他

通学用のカバンは、登下校や学校生活に適した使いやすいものとする。

不必要な品物は学校へ持って来ない。

部活動実施規則

部活動は学年の枠をはずれて、趣味を同じくするものが互いのもつ「知」をよせあって、より楽しい学校生活を送るために行う学校教育活動である。

そのため、下記の規則をよく守って、より高度な部活動が続けられるようにしていこう。

1. 部活動は毎年4月1日より、翌年3月31日まで実施する。ただし、盆、年末年始、定期テスト前一週間、その他特別の事情で実施できないときはそのかぎりでない。
2. 新入学の一年生の部活動は5月初旬に正式入部し、三年生は二学期の定められた日より翌年3月31日まで休部するものとする。
3. 上記の二項により実施と決められた日は、全員で力を出し合って部活動に精を出す。もし欠席する場合は、その旨を顧問に伝え、無断で休まないようにする。
4. 活動の時間は、放課後より定められた時間までとし、それ以後には一人の部員も居残る者のないよう完全に下校する。

定められた時間は

4・5・6・7・9月..... 18時

10月（秋季大会まで）..... 17時15分

10月（秋季大会後）・11・12・1月..... 17時

2.3月..... 17時30分

毎週木曜日..... 16時45分

午前中授業日の時..... 16時45分

とする。ただし、大会前一週間は30分の延長を認めることがある。

5. 使用した部屋および部室は、常に「もとより美しく」を心がけて整理整頓する。
6. 用具、備品は常に大切に扱い、もとの数の確認と返却を確実にする。
7. 上級生は先輩として、下級生は後輩として互いに大切にし、敬愛の念を忘れてはいけない。
8. 互いに部活動するもの＝北大路中の代表ということを忘れず、名に恥じないよう服装、持ち物、言葉使い、行動に注意する。
9. 入部したかぎり、特別の事情のないかぎり退部しない。

以上の各項に違反者の出た部に対しては部活動特別委員会より「部活動停止」の処置を行う。